

第 6 回 宗像市上下水道事業運営審議会

< 会議録 >

◆ 日時・場所

○日時：平成 20 年 1 月 22 日(火)13:30～16:00

○場所：宗像市役所 第 1 委員会室

◆ 出席者

○宗像市上下水道事業運営審議会委員

| 委員出欠表 (■出席 △欠席) | | |
|-----------------|---------|---------|
| ■福本義雄委員 | ■花田純一委員 | ■櫻木榮紀委員 |
| ■石田京子委員 | ■丸山禎之委員 | ■大森正史委員 |
| ■花田一子委員 | ■吉村廣子委員 | △永島美重委員 |

○事務局：上下水道部長、営業課長、施設課長、水管理課長、管理係長、料金係長、給排水係長、水道事業係長、下水道事業係長、水づくり係長、ほか上下水道部職員 6 名

◆ 次第

1 会長あいさつ

2 確認事項

(1) 宗像市上下水道事業運営審議会(第 5 回)会議録の確認

3 審議事項

(1) 大島簡易水道事業に係る事前評価の答申について

(2) 公共下水道事業の再評価について(諮問)

(3) 宗像市水道ビジョンについて

4 その他

◆ 資料

1 宗像市上下水道事業運営審議会(第 6 回)式次第

2 第 6 回上下水道事業運営審議会資料

- ・大島簡易水道等施設整備事業事前評価(訂正分)
- ・簡易水道等施設整備事業の評価について(答申案)
- ・宗像市公共下水道事業再評価報告書(概要版)
- ・宗像市水道ビジョン資料

3 宗像市上下水道事業運営審議会(第 5 回)会議録

◆ 議事内容

1 会長あいさつ

会 長 : それでは、定刻となっているので始めたいと思う。
丸山委員からは少し遅れるという連絡をいただいている。
また、永島委員は本日欠席の届出が出ている。

なお、2名が欠席であっても、規則における定足数に達している。議題も多いこともあり、早速ではあるが始めたいと思う。

それでは、第6回審議会を開催したいと思うが、今回が今年初の会合であるため、会議の前に一言挨拶させていただきたい。

委員の皆様方、それから事務局の皆様、あけましておめでとうございます。

全 員 : おめでとうございます。

会 長 : 本日も審議事項にボリュームがあるため、時間がかかると思われるが、途中で休憩を取りながら進めたい。

2 確認事項

会 長 : それでは、最初に確認事項として、前回（第5回）審議会の会議録の確認を行いたい。あらかじめ事務局から各委員に配布されていると思うが、自己の発言の趣旨と異なるところがあれば、ご指摘いただきたい。

委 員 : 会議録（案）の11ページの中ほどにおいて、事務局の回答で「断水被害額、復旧工事費、漏水損失額・・・」というものがあるが、その前後のいきさつが不明である。事務局は何に対して答えたのかわからない。

これは別の委員の方が質問されたのであって、事務局とは違うのではないか。

事務局 : これは事務局ではありません。

会 長 : 事務局ではなく委員であろう。

事務局 : はい。

会 長 : それから、私からも1点あるのだが、会議録（案）20ページの下から6行目に、「水道施設」とあるが、正しくは「水道整備室」ではないか。県の環境部の水道整備室だと思われるが、どうか。

事務局 : 正しくは「水道整備室」である。

会 長 : では、そこを「水道整備室」に訂正したいと思う。
その他は、よろしいか。

委 員 : (特になし)

会 長 : それでは、前回の会議録の確認は以上とさせていただきます。

3 審議事項

会 長 : それでは、審議事項に入らせていただく。審議事項は大きく分けて3案件ある。

まず最初の審議事項として、大島の簡易水道事業に関する事前評価の答申についてである。前回の会議で答申の中身については皆様の意見が整い、了承していただいたが、具体的に市に対する答申書については、事務局の方に用意をお願いした。まずはその案を示していただき、それで良ければ、早速に市に対する答申を行いたいと思う。事務局、説明できるか。

事務局 : 前回の大島の簡易水道事業関係で、若干資料の修正があります。まずは、その説明をした後に、答申書の方の説明をしたい。

会 長 : (了承)

事務局 : 前回審議した資料の中で、塩化ビニール管について、管種がわかりにくいとのご意見があった。評価資料において、以前は「VP管」となっていたが、今回、布設替えをする「HIVP管」と表記を変えて、修正している。

事務局 : 先日、配布した「大島簡易水道等施設整備事業事前評価」という表題の資料についてである。表-6事業費「管種・口径」のところ、以前は「VP」という形で表記していたが、「HIVP」ということで修正している。

会 長 : わかりました。その他にはあるか。

事務局 : 前回皆様に説明に使ったパワーポイント用資料の「計画給水人口及び計画給水量」の表中で「給水人口」から「年間給水量」の欄が一段ずれていた。これはパワーポイント上に変換する際のずれであり、事前評価書の修正は行っていない。以上である。

会 長 : わかりました。では、次に答申案についてお願いしたい。

事務局 : 事前に配布した答申書案をご覧になっていただきたい。答申案は次のとおりである。

今回の諮問は、本審議会を簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業の評価を行う第三者とみなして諮問されたものである。評価の対象となる具体的な事業は、簡易水道等施設整備事業（大島簡易水道等施設整備事業）であるが、この事業について、評価手法に従い費用対効果等を慎重審議した結果、事業を実施する必要があると認められるので、その旨答申する。なお、評価の詳細については、別紙のとおりである、という形になる。2枚目の別紙としては、次のとおりである。

現状として、本市における離島の一つである大島は、周囲約 13.5 km の福岡県内最大の島であり、住民は約 800 人余りで、島には民宿や旅館も多く釣り人やレジャー客が訪れ賑わっている。島内の水道事業は、河川の表流水及び井戸を水源とした簡易水道事業を行っている。しかし、浄水施設をはじめ水道施設は老朽化が進んでおり、特に、配水管は硬質塩化ビニール管で布設後 40 年近く経過している。

このような状況の中で、漏水事故防止や維持管理費の縮減を図るとともに、安全で安定した水量及び水質を持続的に供給するため、「生活基盤近代化事業（基幹改良）」として位置づけ取り組みたいとの考えである。

事業の評価、簡易水道等施設整備事業（大島簡易水道等施設整備事業）①大島簡易水道の老朽管更新については、有収率向上の観点から必要であると認める。②老朽管の更新により、漏水等の事故率の低下が期待され、これにより、維持管理費の縮減による財政基盤の安定、また、事故率の減少による当該地域の安定的な供給などが期待され効率的な事業実施の観点から高く評価する。

以上、評価対象事業については、実施する必要があると判断できるので、今後の社会経済活動に支障を来

たさぬよう、綿密な計画の基に事業を推進することを望む、という内容である。

会 長 : 前回、ご議論いただいたように、導水管は技術的には 25 年程度しかもたないが、大島においては、すでに 40 年が経過している。これを放置してはどうにもならないため、これを更新する事業として国庫補助金を 2 分の 1 受けて事業を行うのかどうか、ということである。

様々なことを総合的に勘案すれば、非常に有益なことであって、高く評価できるのではないかということから、異存はないという意志について、皆様方のご意見を集約できたところである。

それを、このような形で本日、市に対して答申をすることにしたいと思う。答申案の文は、配布資料のとおりであるが、よろしいか。

全 員 : (了承)

会 長 : 答申案の「案」を除いた原稿はすぐに用意できるか。

事務局 : 少々時間をいただきたい。

会 長 : では、それが出来次第、市の責任者の方を呼んでいただいて、お渡ししたいと思う。しばらくお待ち願いたい。

(答申書作成中)

会 長 : それでは、委員皆様に了承いただいたように、この答申について、副市長にお渡ししたいと思う。

(答申)

副市長 : ありがとうございます。

会 長 : それでは次に、2 番目の審議事項である公共下水道事業の再評価について、新たに諮問があると聞いている。

副市長 : 市長は、あいにく福岡に水に関する会議のため不在であり、今日の答申、諮問につきましては、私のほうから代理で受領、交付をさせていただいき、後ほど市長に対して伝えたい。

先ほど答申いただいた大島地区簡易水道施設事業の事前評価は、早速に審議会のご意見を揃え、国に申請をしていきたいと思う。ありがとうございます。

それから、今回で 3 回目を迎える水道ビジョンの審

議についても、本市の水問題が大きく関わっている。いわゆる、水に関するマスタープランと位置づけられるような重要なものであるため、皆様で活発なご意見を今後ともいただきたい。

お願いばかりで申し訳ないが、只今、会長も言われていましたように、今回、新たに公共下水道事業の再評価についての諮問をさせていただきたいと思う。ご承知のように旧宗像市域で公共下水道事業を進めて来た。ある意味、一定の成果を得ているが、この事業を再評価しながら、今後まだ継続しなければならない事業が残っている。そのため、皆様の再評価に対する意見を添えて国に申請し、事業の継続を行っていきたいと考えており、改めてまた一つ、諮問をお願いしたいと思う。よろしくお願いしたい。

上下水道は、本市においても重要な課題であり、様々な問題点を抱えている。今後の広域化の問題などについても、皆様のご意見を聞きながら、事業を進めていきたいと思う。今後ともご迷惑かけるということを改めてお願いいたしまして、あいさつとさせていただきたい。今後ともよろしくお願いしたい。

(副市長より諮問)

副市長 : ご迷惑をおかけするが、よろしくお願いしたい。

会長 : 只今、副市長から新たに、公共下水道関係の再評価について諮問を受けました。諮問書(写し)がありましたら、各委員に配っていただきたい。

(諮問書の写しを配布)

会長 : これについては、どういう中身なのかということにつきまして、直ちに事務局の説明を受けますが、副市長におかれましては、公務について大変お忙しいと思われるので、ここで退席されて結構です。

副市長 : よろしくお願いしたい。

(副市長退席)

(事務局、説明を準備中)

事務局 : 副市長のあいさつにもありましたが、旧宗像市域の公共下水道事業の再評価に関する説明をしたいと思う。よろしくお願いしたい。

事務局：宗像市公共下水道事業再評価を、パワーポイントを用いて説明させていただきたい。

まず、再評価の目的であるが、下水道事業をはじめとする公共事業の実施にあたり、従前にもまして、

- ① 効率的・効果的な事業の執行
- ② その過程の透明性・客観性の確保
- ③ 事業主体等による責任説明

の3点が、厳しく求められている。

このため下水道事業においては、平成10年度より再評価制度が導入されており、そのための具体的手法として、費用効果分析が有効であるとされている。

なお、平成14年度より、行政機関が行う政策の評価に関する法律が施行されており、その中においても、再評価や新規事業採択時評価及び事後評価の実施が位置づけられている。

再評価の対象であるが、下水道事業における再評価は、管理に係わる事業等は再評価の対象から除外するが、基本的に全事業を対象とする。評価の対象は、次のとおりである。

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後5年間を経過した時点で着工済みであるが、社会経済状況の動向を踏まえ、事業実施主体又は国土交通省が予備的な検討を行い、再評価を実施する必要があると判断した事業
- ③ 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 技術革新等を踏まえ事業実施主体又は国土交通省が再評価を実施する必要があると判断した事業

について実施するものとなっている。

以上の4対象のうち、今回の宗像公共下水道事業が対象となるのは、③の事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業となる。

つづいて、フロー図に沿って再評価の実施方法を説明させていただきたい。

最初に、下水道の関連計画及び関連事業が順調に進展しているかを、「評価手法選定表」により確認し、順調であればチェックリスト等による評価に進む。「評価

手法選定表」とは、関連計画及び関連事業の状況、事業の進捗状況、地元情勢について順調に進展しているかを確認する表で、「チェックリストによる評価」を行うのか、それ以外の場合について「詳細な評価」を行うかの選定を行うものである。

チェックリスト等による評価とは、事業の進捗率、施設の供用状況、社会情勢や自然環境の変化の有無等について確認を行い、費用効果分析により事業の妥当性を評価するものである。

以上の結果、事業の妥当性が確認できれば、10年後に再評価となる。

評価の目的において述べた費用効果分析であるが、下水道事業を再評価するための具体的手法として、投資費用に対して整備効果がどの程度発現するかを定量的に分析することである。ここで投資費用とは、下水道整備に係る費用であり、処理場、管渠、ポンプ場の建設費（用地費含む）及び維持管理費を指し、費用Cになる。また、整備効果とは下水道整備に伴う生活環境の改善、居住環境の改善、公共用水域の水質保全などが挙げられ、便益Bになる。ここで、便益Bを費用Cで割ったものが B/C であり、1.00以上になれば投資効果が高いと判断される。詳細な内容につきましては、後ほど説明したい。

次に、具体的な分析手法について説明する。

下水道事業の再評価において費用効果分析の手法は、「現在価値比較法」または「簡易比較法」のいずれかによるものとなっている。現在価値比較法は、事業の各年度の費用で評価するのに対し、簡易比較法は事業全体の総費用で評価するものである。このため、事業が大規模で長期にわたって行われる時に、把握・分析の評価をする場合は、基本的には現在価値法を採用するとあるため、今回は現在価値比較法を採用している。

補足だが、事業が小規模である場合や短期間に終了する場合などには、分析の作業性を考慮して簡易比較法で行う場合もある。平成18年度に行った特定環境保全公共下水道（旧玄海町分）がこれにあたる。

ここでは、今回の再評価の対象区域である公共下水道の整備区域を示している。全体計画面積は 2,496ha で、このうち事業認可を取得しているのは約 95% に相当する 2,367ha である。計画処理人口は全体計画で 100,000 人、このうち事業認可を取得しているのは 86,400 人である。現状の主要な施設は、終末処理場が 1 箇所、汚水中継ポンプ場が 4 箇所となっている。

平成 18 年度末（平成 19 年 3 月末）の汚水管渠の整備率は 2,312ha で事業認可面積の約 98%、全体計画面積の約 93% に相当する。

汚水処理施設である宗像終末処理場は、全体計画の処理能力は日最大汚水量 50,700 m³/日で、このうち事業認可は、38,700 m³/日を取得している。処理場は、2 級河川の八並川をはさんで第 1 系統と第 2 系統からなっている。第 1 系統は、昭和 45 年 8 月に運転を開始し、平成 7 年 3 月に高度処理施設に改築されており、11,300 m³/日の処理能力を有している。第 2 系統については、3・4 系列は平成 10～12 年に増築を行い、12,000 m³/日を高度処理している。しかし、1・2 系列は標準活性汚泥法で高度処理施設にはなっていない。また、汚泥処理施設では、第 1 系統の汚泥も処理している。

次に、公共下水道普及率の推移を示している。行政区域内人口は旧宗像市分のみになっている。黒い折れ線グラフは普及率、赤い折れ線は水洗化率を示している。平成 18 年度末（平成 19 年 3 月末）で、普及率は 99.3%、水洗化率 98.4% と非常に高くなっている。普及率は、福岡市 99.4%、北九州市 99.8% と同程度の普及率にあり、全国平均 70.5%、福岡県 72.0% よりはるかに高い値となっている。

ここまでの、宗像公共下水道に関する現状の説明になる。

これより、再評価分析の本論になる。グラフは、下水道の整備に伴う建設費の推移を示している。これは、費用便益比 B/C の C、投資費用に当たる。この事業費は、国土交通省の基準を用い、平成 18 年度価格に換算したものである。事業費は、過年度分（昭和 41 年度～

平成 18 年度まで) の事業費が約 440 億円、内訳は、管渠 250 億円、ポンプ場 5 億円、処理場 185 億円となっている。将来分は約 112 億円、内訳は、管渠 36 億円、ポンプ場 5 千万円、処理場 75 億円となっており、合計で約 552 億円となる。内訳は管渠が全体の約 52% を占める 286 億円、処理場が約 47% を占める 261 億円、ポンプ場は 1% で約 5 億円となっている。なお、平成 19 年度以降の事業費は全体計画分であり、今後の見直し等により変わることがある。

続いて、整備効果の B について説明させていただく。費用効果分析にあたって、整備効果としての便益費用の算定においては、周辺環境の改善と居住環境の改善を対象として行っている。これは、費用便益比 B / C の B に当たる。周辺環境の改善効果の基本的な考え方は、下水道が整備されない地域では、悪臭の防止のため、蓋で覆ったり、ヘドロの除去が必要となる。これに要する費用をもって「周辺環境の改善」の費用となる。居住環境の改善は、下水道が整備されない場合の代替事業として必要な浄化槽の設置等に要する費用を「居住環境の改善効果」に置き換えたものである。費用として、浄化槽設置費用、維持管理費用、敷地占有費用、汚泥処理処分費用、汚泥処理施設建設費用、汚泥処理施設維持管理費用、汚泥処理施設用地費用を見込んだ。以上の 2 点を効果として分析に取り入れている。

分析結果を取りまとめた一覧である。費用効果分析 B / C は、「残事業の投資効率性」と「事業全体の投資効率性」の両者によって評価する。まず、事業全体の費用効果分析 B / C は 1.78 である。残事業の費用効果分析 B / C は 1.08 となる。これは、「事業全体（事業の継続した場合）の費用及び便益」から、「中止した場合の費用及び便益」を除外して算出したものである。また、感度分析は、費用効果分析で設定した前提条件や仮定のうち、施設耐用年数を変動させた場合に、分析結果が有利になる（上位ケース）や不利になる場合（下位ケース）を設定し、分析結果の幅を把握する手法である。

結論としては、事業全体の B / C は 1.78、事業中止時は 1.85、残事業の B / C は 1.08 となり、いずれも B / C は 1.00 以上あり、投資効果は高く事業を継続した方が有利といえる。また、感度分析で施設の耐用年数を変えても、上位ケースで 2.00、下位ケースで 1.71 となり、事業全体の B / C 1.78 と大きな差はないことから、事業を継続した方が有利といえる。

最後に今後の方針としては、事業費のコスト縮減に努め、引き続き事業を実施し、平成 32 年度までに整備率 100% を目指したい。また、水洗化率をアップさせて経営の健全化を図って行きたいと考えている。

以上、事業を今後とも継続する予定である。これで説明を終わりたい。

会 長 : 只今、パワーポイントで説明していただいたが、この再評価のやり方というのは、放置しておいた場合に何をしなければならないかということに、どのくらいの費用がかかるのか。また、事業をやっていけば、そのコストがどのくらいかかるかということと比較というような、いつもと同じようなやり方になっている。

10 年ごとに再評価を行うということだが、今回の 10 年は何を基準にしているのか。事業全体としては、とても 10 年とは言えないと思うが、前回の評価があつて、それから 10 年経過したのか。もしくは、この制度が法律化されてから 10 年ということか。

事務局 : 今回が初めてである。平成 10 年から 10 年間ということである。

会 長 : 平成 10 年というのは、その法律が施行されている年のことか。

事務局 : はい。それ以前に再評価は行っていない。

会 長 : 平成 10 年に公共事業は、10 年ごとに再評価を行う手法を適用するよう法律ができた。平成 10 年以降から数えると、ちょうど 10 年ということである。

新規に事業を起こしてから 10 年というわけではないようである。

事務局 : 以前から評価そのものは存在したが、公共事業を行っている自治体の取りまとめを福岡県が行っており、

事業評価も福岡県で行っていた。しかし、これではいけないということで、各自治体ごとに行うことになった。

会 長 : それで平成 10 年から 10 年後、つまり平成 20 年に再評価を実施、ということになるのだろうか。

事務局 : 今日、平成 20 年から再評価に基づき、B/C が 1 以上あったら、事業を継続してよいということで答申いただければ、また来年から事業を継続できるということである。

会 長 : そうすると、また平成 30 年には同じことが起こるということか。

事務局 : はい。

会 長 : 公共事業というものは、途中ではやめられない何らかの理由がある。

その他には何かあるか。下水道の評価方法というのは、こういう方法しかないだろう。

委 員 : 一つよろしいか。

会 長 : どうぞ。

委 員 : 新聞報道で出ていたが、下水道管が古くなってから地盤沈下をおこしているということである。全国で約 2 万本が 5 年間にあった。それで、行政自治体の資金がないので、国土交通省がこれを補助して、その下水道管のつけかえをしようということであったが、宗像市は、布設替えを足りないほうとやっているほうのどちらに入るのか。

事務局 : 平成 18 年度末において、管渠の延長が約 400 km ある。古いものは昭和 40 年代から布設されている。一番大きな口径の下水管は、直径で言えば 1,350 mm のものが処理場付近にある。この管については、その当時は様々な工法があったが、トンネル工事により地下十数メートルに入っている。それが、東郷橋付近から処理場まで入っている。それが一番大きな管である。

それから今、玄海地区でもいろいろな管を入れているが、大半の面整備において入れているのは、直径が 200 mm の下水道管になる。この管については、プラスチックの一般的な水道管によく似た V P ・ V U 管を用

いている。

また、日の里や自由ヶ丘地区の大半については、まだ硬質塩化ビニール管が普及する前のヒューム管が、布設させている。それから、各家庭の公共枿からの立上げ分については、素焼きの陶管が当時は使用されていた。今、言われているのは、そういうところの管についてである。

また、管から水が出ていく漏水や、逆に管に水が入ってしまう浸入水についての事故が発生している。そのような管の古いところについては、実際にカメラを入れ、悪い部分を見つけて、その中を修復している。このような作業を行い、日の里・自由ヶ丘等、古い管のある地区から順次、整備は行っている。

委員長：わかりました。

委員長：先ほど説明していただいた、この再評価の手法というのは、国の補助金採択の際に添付する手法としても認められているのか。

事務局：おそらく全国どこでも同じ手法を用いていると思われる。

先ほどの説明の中にもあった評価の方法について、現在価値比較法と、簡易比較法の2つがあったと思うが、昨年度の旧玄海町域については簡易比較法を採用した。そして、今回は現在価値比較法を使っている。

委員長：先ほど説明のあった代替費用法による場合の「周辺環境の改善効果」と「居住環境の改善効果」が示してある。「周辺環境の改善効果」では、用悪水路（ドブ）に蓋をしないと、そこを清掃しなければならず、費用がかかるといように書いてある。また、その下の「居住環境の改善効果」では、今度は浄化槽を設置する場合の費用が書かれている。

しかしながら、今の合併浄化槽は非常に性能が良いため、浄化槽からの汚水が流れる用悪水路を綿密に清掃する必要性はないのでは、ということから考えれば、これはその用悪水路を綺麗に保つための費用を二重計上しているように見えるが、これでいいのか。

事務局：合併浄化槽そのものが、一般的に言われている耐用

年数だと約 10 年しかなく、あとは中のシステムを次々
に取替えなくてはならない。そうしなければ放流水質
が基準以内のものが求められない。そういうことから
すると、合併浄化槽を設置するだけでいいというわけ
にはいかない。反面、公共下水道であれば、処理場や
管渠がもてば、将来ともずっと、下水道の整備、それ
から最終的にはやはり河川の浄化、公共の水質が保て
るといところが、最終目標ではないかと思われる。

会 長 : こういう手法でいくということについては、国土交
通省のガイドラインみたいなものが、元々あるのか。

事務局 : 「下水道事業における費用効果分析マニュアル案（平
成 18 年 11 月）」に基づいている。このマニュアルにお
ける書式を参考にして評価を行っている。

会 長 : つまり、この方法で大丈夫ということである。そう
すると、この議題は長々と論議する意味はほとんどな
い。下水道事業はやらないと仕方がない。やめておき
なさいという根拠はどこにもない。費用対効果の面で
も良く、これを放っておけばどうなるかは目に見えた
話である。この改良事業は短期的に見ても、管渠も処
理場更新も全部含まれているのか。

事務局 : 大きくは、管渠・処理場・ポンプ場の 3 つである。

会 長 : あとは汚泥処理の全部で 4 つであろう。

事務局 : 現在、改築更新を 10 年計画で行っているため、これ
が主な対象になってくると思う。管渠の方は、面整備
はほとんど終わっているので、処理場の改築更新が主
な対象になってくると思う。

会 長 : 一つ気になるのは、今後の対応のところに、普及率
の向上という言葉があるが、これ以上どうやって向上
させるのか。もうすでいきつくところまでいってい
るのではないか。上水道なら水道を使わずに井戸を使
われるところが多々あるが、下水道については、旧宗
像市域は、いきつくところまでいっていると思うが、
どうか。

事務局 : 認可区域内でまだ接続されていない戸数がある。

会 長 : まだあるのか。

事務局 : 管渠は入っているが、実際まだつながっていない戸

数も多い。PR不足もあるだろうが、高齢化が進んでいることもある。やはり、接続にはそれなりに費用がかかるので、辛抱される方もいる。法的には違法である。福岡市や北九州市にも問い合わせたことがあるが、同様に接続されていない戸数があるようである。

会 長 : それはそうだろう。受益者で負担する以上、強制的というわけにもいかない。確かに下水道区域のなかに入っていないながら接続しないというのは違法であるが、仕方ないところがあると思う。

事務局 : 現在、旧宗像市域でいえば、河東地区の山田の集落周辺は全て浄化槽である。須恵から山田までかなり距離があり、これは投資効果がないということで、浄化槽のままになっている。そういうところを将来的に認可区域に編入し、公共下水道が入れば、旧宗像市域ではほとんど100%になる。

会 長 : では、これについては、数字上の目標を試算しているという説明を受けているので、これはもう、審議会としては行ってくださいとしか言いようがないと思われるが、いかがだろうか。

委 員 : 福津市が今つくっている施設との関係を教えてほしい。あの施設とは全く関係ないのか。

事務局 : 福津市が、国道3号線の南側のところに下水処理場をつくっているが、宗像市とは全く関係ない。

隣の市町村と関連が出てくるのは、流域下水道の場合である。流域下水道は、処理場1つで他の自治体も接続して運営しているものであるが、宗像市は、単独で運営管理している。

委 員 : そうすると、仮に福津市の施設が完成した場合、従来宗像に入っていた分がなくなるというだけのことなのか。それとも、その分は全く関係がないのか。

事務局 : 従来から宗像には一切入ってきていないため、全く関係ない。

委 員 : わかりました。

事務局 : お尋ねの施設は、し尿処理場である。バキューム車で運ぶし尿処理施設である。曲にある処理施設と同じものである。現在、宗像市と福津市は、それぞれで事

業認可を別にとっているもので、完全に宗像市と福津市の処理施設は別個のものである。

委員：わかりました。

会長：下水道の場合は、流域下水道でない限りは、単独で処理を行わなければならない、双方に流せるというものはない。流域下水道の場合は、メインの管渠を都道府県が管理し、末端のところを市町村が管理しているということであるので、関連は出てくる。総合的な経営の中では、宗像市の公共下水道については全く関連がないということなので、そのところは他に影響されることはない。また、他に責任もおしつけられないというわけである。

会長：それでは、下水道事業の再評価については、今後事業を推進するという答申を市に対してするという事によろしいか。

委員：(了承)

会長：では、事務局において、先ほどの大島と同じように、次回、答申案を作成していただきたい。

事務局：ありがとうございます。

会長：それでは、ここで休憩を入れたい。

再開は 14 時 50 分とさせていただきます。その後、3 番目の審議事項に入りたいと思う。

(休憩 14 時 40 分)

(再開 14 時 50 分)

会長：それでは、本日の審議事項の第 3 番目、水道ビジョンについてであるが、これは 3 回目である。なお、予定では 2 月の次回開催時にこれで良いかどうかという答申を行いたいと思う。では、説明をお願いします。

事務局：宗像市水道ビジョンに関しては、本日は第 3 回目の審議である。1 回目は、地域水道ビジョンということで、宗像市総合計画、その他各種計画に沿って現状と課題について審議していただいた。第 2 回目であった前回の審議会では、市の提案した「ゆとりと信頼ある水道を未来へ」を基本理念に掲げ、事業の方向性として、運営基盤の安定化、安心快適な水道、災害時対策の充実、環境配慮型水道の構築という 4 つの基本方針につ

いて審議していただいた。今回第 3 回目となる審議会では、基本理念と基本方針のもと、具体的な施策とビジョンの今後の見直しについて説明し、審議をお願いしたい。そして、次回に答申をいただきたいと考えている。

今回お渡ししている資料は、水道ビジョンの第 4 章「水道事業の現状と課題」から、第 7 章「フォローアップ」までである。第 4 章から第 5 章は、前回までに説明した「水道事業の現状と課題」から「今後の目指すべき方向、基本方針」である。第 6 章は、今回審議をしていただく「実現施策」及び「フォローアップ」である。

まずは、第 6 章「実現施策」の施策体系についてである。基本理念から具体施策までを一つの表にまとめて記載している。基本方針を 4 項目、基本施策を 14 項目、具体施策を 23 項目挙げている。

「運営基盤の安定化」であるが、基本施策を 8 項目、具体施策を 14 項目挙げている。

「施設更新」であるが、具体施策として、「施設診断と更新計画の策定」と「石綿セメント管などの更新」の 2 項目を挙げている。「施設診断と更新計画の策定」では、創設時の施設が近い将来に耐用年数に達し、また、機械電気設備についても老朽化などにより大量更新を控えている。これらの施設を更新しながら健全な財政基盤を維持するためには、効率的な資金運用が必要になる。このため、具体施策として、施設診断を実施し、その結果に基づき更新計画を策定し、施設更新を行う。

続いて、「石綿セメント管などの更新」である。平成 18 年度現在では、市内には石綿セメント管が 1.4km、普通铸铁管が 2.4km 残存している。この 2 つの管種は強度が弱く、耐震性の低い管路に位置づけられており、災害時の破損による漏水等が懸念されるため、計画的に更新を行う必要がある。このため、具体施策として、石綿セメント管などの更新を挙げている。

次に、「経営の効率化」であるが、具体施策として「民

間委託等の検討実施」と「IT化の推進」を挙げている。民間委託については、施設の運転管理、検針業務などを既に委託しているが、今後も委託項目と内容について検討し、業務の効率化を図っていく。またIT化については、会計処理システムなどを整備しているが、IT化することが効果的・効率的と考えられる業務について検討し推進していく。

「財政健全化」では、「料金回収率の改善」、「遊休施設の取り扱い」、「自己資本の充実化」の3項目を具体施策として挙げている。まず、「料金回収率の改善」についてであるが、18年度で87.4%と100%を下回っており、採算が取れていないことを示している。このため、給水コストの見直し、収納率の向上などの検討を行い、料金回収率の向上を図っていく。「遊休施設の取り扱い」についてであるが、現在、上下水道部所管の遊休施設は10箇所あり、この遊休施設の売却を含めた活用方法を検討する。また、北九州市からの受水に伴い、大井ダムを廃止する予定だが、この取り扱いについて方向性を検討する。

「自己資本の充実化」では、今後控える施設の大量更新の中で、事業の安定化のため、起債充当への依存だけでなく、財源確保方法を検討し、自己資本の充実化を図っていく。

「広域化」では、「事業統合の検討」を挙げている。事業統合については、2市1事務組合の3者で末端給水一元化に向け、検討委員会を設置し、進めていきたいと考えている。表は事業統合のメリットを示している。

次に、「技術の継承」では、「研修制度の充実」と「業務マニュアルの整備」の2項目を挙げている。「研修制度の充実」については、職員の技術水準向上のため、内部研修の実施や外部研修への参加を推進していく。「業務マニュアルの整備」については、事務業務などマニュアル化されていない分野についてマニュアルを整備したい。

「市民サービス」では、「収納方法の多様化」と「料金格差の統一」の2項目を掲げている。「収納方法の多

様化」については、コンビニエンスストアでの収納方法の導入の可能性について検討する。「料金格差の統一」については、上水道と大島簡易水道との2つの料金体系が存在しているが、公平性確保の観点から料金体系の一本化を図っていく。表は、月当り使用量による上水道と大島簡易水道の水道料金と格差について載せている。

「市民との協働」では、「活動の充実」を挙げている。情報の提供や市民活動の支援方法を検討し、市民との関わりを深め、信頼ある水道の構築に努めていく。

「簡易水道対策」では、「施設整備」を挙げている。宗像市には、大島と地島の2つの簡易水道があるが、離島ということから少雨時の水源不足が懸念されている。このため、海底送水などを視野に入れ、今後の水源確保に努め、上水道事業と併せて更新計画を策定し、施設更新を推進していく。

次に「安心快適な水道」の施策である。まず、「水質管理」の具体施策として「水源転換」を挙げている。この水源転換は、大井浄水場更新案と北九州市用水受水案（北福受水案）を比較検討した結果、北福受水案の方が優れているとの結果に達したことから水源転換を図る。「小規模水道対策」として「貯水槽水道対策」を挙げている。安心快適な水道の観点から、貯水槽水道の現状を把握し、管理の強化に努めていく。

次に、「災害時対策の充実」についてである。まず、「運用・体制の整備」として、「マニュアルの整備と訓練の実施」、「関連機関との連携強化」の2項目を挙げている。「マニュアルの整備と訓練の実施」では、危機管理マニュアルを充実させ、そのマニュアルに準じた内容で、訓練を実施し、災害時に備えたいと考えている。「関連機関との連携強化」では、福岡都市圏との支援体制構築に向け検討し、応援協定を締結する。

「施設の耐震化」については、「主幹幹線管路や重要施設廻りの耐震化」及び「緊急遮断弁の整備」の2項目を挙げている。九州は地震の発生が少ないと言われてきたが、福岡西方沖地震が発生したように、全ての

場所で地震に備える必要が出てきた。このため、医療施設や避難所などや幹線管路の耐震化を推進したいと考えている。しかし、耐震化については膨大な投資額と長い年月が必要であるので、更新計画に基づいて耐震化を図る。「緊急遮断弁の整備」では、災害時には管路の破損などにより、配水池の貯留水流出が懸念される。このため、貯留水確保を目的として、全ての配水池への緊急遮断弁の設置を推進する。

続いて、「環境配慮型水道の構築」については、2つの基本施策と3つの具体施策を挙げている。まず、「水循環・資源循環」の中の施策として、「水資源の有効活用」のための漏水防止や水に関するPR活動の推進し、水環境の保全、有効活用に努めていく。「資源の循環」については、発生した建設副産物のリサイクルを強化し、また、再生材などの活用を積極的に推進したいと考えている。表は、水道における環境保全対策・活動例を載せている。

「環境管理」であるが、「環境対策の取り組み強化」を挙げている。水道事業においても環境問題に対する取り組みが求められているが、取り組みを持続させるためには、環境に対する意識を高める必要がある。このため、自主的、積極的に行動するための環境マネジメントシステムの導入について検討する。

最後に、第7章「フォローアップ」であるが、水道ビジョンの施策目標の達成状況等を適宜公表していくが、事業を継続していく過程で、水需要予測や社会環境などが大きく変化し事業の有効性が失われる可能性がある場合は、計画の見直しや方向性を修正したいと考えている。フォローアップのイメージ図を示している。

説明は以上である。

会長：水道ビジョン案について、最後まで説明していただいた。そこで何か分からないこと、違うのではないかとということがあれば、ご質問いただきたい。

今、全国的に自治体のいろんな税や料金などの、未収金問題が非常に大きな問題となっている。コンビニ

を活用しての上下水道料金、未収金対策つまり、徴収率の問題というのは念頭に置かなくて良いか。市の状況はどうか。

事務局：徴収率の向上には苦慮している。平成18年度の決算で水道と簡易水道とを合わせて現年分では、96.7%である。アクションプラン（行財政改革プラン）という計画が市にはあり、平成16年度からこの計画が動いている。行っている方向としては、水道料金に関しては滞納処分ができないため、料金を納めていただくために、一時的に水道水の供給を止めるという方策で徴収率の向上に努めている。その方法を活用しながら、健全な経営や負担の公平性を目指している。

会長：現年度分は97%ということだが、問題は過年度分であると思う。当年度に徴収できないものが翌年度に持ち越された約3%のうち半分も回収されていないのではないかと思うが、どうか。

事務局：過年度分については8割程度を回収している。

会長：市が徴収に努力していないということではなく、徴収率の向上をしないといけないという意識づけを市民にアピールし理解してもらう必要があると思う。「財政健全化」の項目の中で料金回収率は述べているが、徴収率の向上について述べるなどして、市民の方の中には料金を支払っていない人がかなりいることを知らせた方がよいと思う。料金を払わないと財政が持たないということを示すべきだと思うが、どうか。

副会長：未納者の取り扱いについて項目を設けるべきだと思う。収納率の向上でカバーされていると理解していたが、項目として挙げることではっきりすると思う。読み替えることで足りるものではない。

会長：料金回収率の改善のところに徴収率の向上を入れてはどうか。水道水を売る。売ったものに関して料金を支払うことは当然のことであると思うが、どうか。

事務局：「財政健全化」のところで「徴収率の向上」について述べたい。

副会長：料金回収率が全国的に見ても低いという結果のようである。その原因がどこにあるのか、給水原価が高い

のか、供給単価が安いのか、疑問に思う。経営診断では経常比率は良好のようだが、なぜこうであるのかと疑問に思う。全国平均 98.1% に対し、本市の回収率は 87.4% なので中身はどうかと思う。

事務局 : 基本的には料金は、決して安くはない状況であり、高い部類に入るので矛盾を感じられるのは当然かもしれない。

副会長 : 給水コストは比較的安く抑えられていると述べてあり、受水費が高いとあるがどうか。

事務局 : 経費の中で、受水費の比率がかなり高い。

委員 : 大井ダムの水を今実際に使っているが、それと比べても高いのか。

事務局 : 宗像地区事務組合から水を買っている方が、大井浄水場で水を作っているよりも費用が高い。

委員 : 宗像地区事務組合が 1 m³ いくらか、大井がいくらか。

事務局 : 宗像地区事務組合が今年度は責任水量で 126 円 / m³ で、来年度は、今年度より安くしてもらおうよう要望をしている。大井浄水場は、資本費を含めて 90 円 / m³ である。

委員 : 北九州市からの受水料金はいくらか。

事務局 : 正式には北九州市からの受水料金についての協議はまだしていない。新宮町、古賀市、福津市それと宗像市の 4 団体が受水予定である。受水料金は 1 円でも安くとは考えており、今後協議をしたい。

委員 : 宗像地区事務組合を構成しているのは、宗像市と福津市なのか。

事務局 : 宗像市と福津市である。本市の受水費は 10 億円近い料金を支払っている。減価要望はしているが、経費削減の観点からもメリットがあるので早く一元化をしていただきたい。

会長 : 一元化というのは具体的にはどういうことなのか。

事務局 : 福津市、宗像地区事務組合、宗像市と水道事業の経営を含めて一括して宗像地区事務組合で運営するということである。

会長 : そうすると、宗像市は水道事業から手を引くということですか。

事務局 : そうです。

- 委員：仮に北九州市から受水すると、宗像地区事務組合からの水量を0 m³にするという可能性はあるのか。
- 事務局：前々回の話で申し上げたが、北九州市からの水は、北部福岡緊急連絡管事業の維持用水を利用するという話である。管は常に通水していかないと水道水として利用できなくなるため、その維持用水を受水することになる。宗像市が10,000トン、あと3団体で10,000トン、通常全部で20,000トンの維持用水を活用するということが決定している。事務組合の水が高いからといって全部やめるというわけにはいかない。
- 会長：宗像地区事務組合は、市には設立の責任があるので廃止するとなると、水道料金とは別個の問題として、市はケアをする必要が出てくることになるだろう。
- 事務局：市は構成団体ですから。
- 委員：浄水場更新案と北部福岡緊急連絡管受水案があって、北部福岡緊急連絡管受水案の方が良いということか。
- 事務局：上下水道部での料金の想定では、北部福岡緊急連絡管受水案の方が良いのではないかとということである。
- 委員：大井浄水場の経費がいらなくなれば、水道料金の値下げができるのではないかと考えられるが、どうか。
- 会長：大井浄水場の原水調達費用が1.04なのでそれより北部福岡緊急連絡管受水案のほうが安く済むということになるのか。
- 事務局：はい。
- 委員：北部福岡緊急連絡管での受水に切替えた場合でも、現在の送水量には対応できるのか。
- 事務局：対応できる。
- 会長：当初の事務組合を設立した時点で、こういうことは想定されていない。
- 事務局：北部福岡緊急連絡管事業の流れとして、遠賀導水から始まり、そして福岡導水があって、今回は北部福岡緊急連絡管事業ということである。宗像市で当時このような話が想定されておらず、ここ2～3年で、このような形になった。あと何年かすれば大井浄水場の浄水施設そのものが老朽化を迎えるため、改修には相当の費用が必要となり、北部福岡緊急連絡管事業での受水

の方がメリットがあると思う。

委員：大井ダムを廃止した場合、その後のメンテナンスを含めた維持管理の費用はどうなるのか。

事務局：今のところは大井ダムを廃止するということで、水道用水としての水利権を放棄することになるが、ダムの堤体や水は残る。その後の利用として法的取り扱いが求められ、水利権を廃止して水を貯め続けることができるのかどうかわからない。原則的には水利権を廃止すれば、復元することとなっている。しかし、大井地区をはじめ下流域について現在の状況を考え、農業用水としての水利権に変更して活用したいとの考えを持っている。ダムの機能はなくなるので水位を下げることにより、陸地部分が少し現れると思われるので、その利用についても検討しなければならない。地元との調整を行っていかなければならない。

委員：宗像地区事務組合は、どのダムの水を使っているのか。

事務局：宗像地区事務組合は、自己水源で吉田・多礼ダムの2つのダムを活用している。水源は釣川である。

委員：吉田・多礼ダムについては宗像市だけでどうこうできない。あくまでも宗像地区事務組合が決めるということですか。

事務局：大井ダムについては、今後の検討課題と考えている。大井浄水場の浄水機能はなくしても、配水池を持っているのでその維持管理は当然続ける。

会長：農業用水となると、農政担当所管が維持管理しても構わないということになるのか。

事務局：所管替えが生じることになるだろう。浄水機能をなくしても、配水池はまだ使えるので、その維持管理は行っていかなければならない。

会長：その他、何かあるか。

委員：遊休施設というのは利用できるものはあるのか。

事務局：団地の中でも地形的に高い位置に配水池が以前あった跡地が多い。更地になっているが、地下には基礎などがまだ残っている部分もあり、そのまま売却するとすると違法性が出てくる可能性があるがあるので、よく検討

して売却できれば売却したい。公共施設などで将来的に必要であるとなれば、活用を検討したい。

原則は売却したいと考えている。

会 長 : その他、何かあるか。

委 員 : 内容については、特に問題があるところはないと思う。

会 長 : ビジョンを作る時に、市の方向性を市民になるほどと思っていただきたい面もある。具体的な施策とは違い、ビジョンですから。

委 員 : 市民サービス協働化提案制度で、上下水道部関係から何項目か挙がっているのか。委託を推進する予定はあるのか。

事務局 : 市民サービス協働化提案制度には、上下水道部の業務のすべてを提案したが、結果的には該当なしとなった。現在、委託業務としては、検針業務と浄水場運転管理業務がある。それに加えて、検針後の料金調定業務や徴収業務の委託を考えられるのではないかと思う。

会 長 : 一元化の問題だが、定義を含めてよくわからない。どういうことなのか解りやすくしておいた方が良く思うが、どうか。

事務局 : 何項目か一元化に関することが挙がっている。

会 長 : 一元化について理解できるようにした方が良い。たとえば浄水場の一元管理や末端給水一元化のように何箇所かにわたって一元化について出てくる。

事務局 : 検討します。

委 員 : コンビニ収納の手数料だが、かなり高いのか。便利は便利であるので、利用できるよう検討してはどうか。

事務局 : コンビニ収納の手数料は、最近調べたが1件につき60円程度必要である。コンビニ収納に取り組んでいない理由は、手数料の高さにある。税金のように1期で何万円も納付される場合は、メリットが出てくると思うが、上下水道料金に対してこの手数料の負担は大きい。今、行政の内部でコンビニ収納に関しての方向性について検討を行っており、平成22～23年度から軽自動車税についてコンビニ収納もできるように検討を進めている。

会 長 : 福岡県でも、コンビニ収納を導入したら、収納率が向上した事例がある。若人や勤務が遅くまである人は、通常の窓口収納は難しいだろう。いつでも利用できる、休日でも24時間利用できるコンビニが多い。地域のコンビニ業者と手数料金について話し合ってみてはいかがか。

事務局 : コンビニ収納に取り組んでいるところについて調査しましたが、手数料が若干違う場合がある。

会 長 : そんなに広域ではないので、業者と話し合うことは業者としても全然メリットがないとはいえないのではないか。

事務局 : 金融機関の口座引落しに関して手数料を支払っている。この手数料を金融機関から若干値上げをしてほしいという要望が出ている。手数料の改定を考えるとコンビニ収納もサービスの向上ということで取り組んでいかなければならないとは考えている。

会 長 : 市をあげていろいろな分野で総合的に研究をしているということであろう。そのほかに何かあるか。

全体を通して、いくつか委員の意見が出ているので、次回に修正箇所等の説明を受け、まとめたいと思う。

最終的には、どのような形にして市長に答申するのか。

事務局 : 成果品としてきちんとした形を出して、その中でコメントとして出していただいているかどうかと考えている。

会 長 : 市民に対し、審議会でどのような議論をしたのか解り難いので、解るように工夫してほしい。

事務局 : このビジョンは、広く市民に公表していきたいと考えているので、審議会で審議事項の取り扱いについては検討したい。

会 長 : ほかに何かあるか。

委 員 : 石綿セメント管とあるが、早く対策を行う必要があると考えるが、どうか。

会 長 : 石綿管が地下にある分は問題ないが、固体になって粉末化すると悪い。全国的に石綿管は数多くある。

委 員 : コンクリートで固めているとほとんど害はないと聞いている。

会 長 : 石綿管といっているが石綿の入ったセメント管という
ことなのでしょう。

事務局 : そうです。

委 員 : 作る工程は危ないかも知れませんが、出来上がると
問題はない。

会 長 : 工事の後始末や廃棄物の処理の仕方については、指
針があるようである。
それではよろしいか。

委 員 : (了承)

会 長 : 次回は、2月26日(火)となっているが、よろしい
か。

委 員 : (了承)

会 長 : 本日はこれで終わりたい。ありがとうございました。

全 員 : ありがとうございました。

会 議 終 了